

パブリシティ権の保護 に向けた 不正競争防止法 改正事項ガイドブック







本仮訳は、韓国特許庁が発表した「パブリシティ権の保護に向けた不正競争防止法改 正事項ガイドブック(2022年11月)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあ たっては、原文をご確認ください。

 $(\underline{https://www.kipo.go.kr/ko/kpoBultnMgmt.do?menuCd=SCD0200640\&parntMenuCd2=SCD0200281})$

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

パブリシティ権の保護に向けた

不正競争防止法改正事項ガイドブックの発刊辞

BTS、BLACKPINK、イカゲームなど、韓国の文化コンテンツが世界中に広がっています。米国やドイツなどの海外で開催される K-Pop コンサートに数万人の観客が足を運び、Netflix などのメディアコンテンツ配信プラットフォームで韓国ドラマが数億を超える再生回数を記録しています。

韓流スターの認知度も、過去とは比べものにならないほど向上しました。韓国のスターが有名ファッション雑誌、化粧品、衣類会社の広告モデルとして活躍しています。ニューヨーク、ロンドン、パリなどの主要国の有名都市の街で、韓流スターの顔や名前に出会うのはもはや見慣れないものではありません。

このような成果は、韓国のクリエイティビティとともに、韓国のエンターテインメント業界の投資と努力が実ったものだと言えます。しかし、このような投資と努力が適切に保護されているのかについては、振り返ってみる必要があります。

米国をはじめとする主要国は、有名人の顔や名前、署名等が持つ財産的価値(いわゆる「パブリシティ権」)を認め、法律または判例を通じて保護しています。しかし、韓国の場合、これまで明文規定がなく、適切な保護が容易ではありませんでした。そのため、韓国特許庁は、有名人の顔や名前等が持つ財産的価値を保護するために、昨年不正競争防止法を改正し、今年6月から施行しています。

今回発刊するガイドブックは、新しい法に対する国民の理解を深めるために作成したものです。法に対して疑問になり得る内容を質疑応答の形でまとめ、法が適用される可能性がある事例を盛り込みました。

なにとぞ、本ガイドブックが有効に活用されることを願います。また、有名人の顔や名前等 が持つ財産的価値を認める健全な取引秩序が作られ、韓国のエンターテインメント産業が より一層飛躍するきっかけになることをお祈りします。

特許庁長 ツ や থ (イ・インシル)



目次 Contents

rait I.	日的及び活用	06
^{Part} Ⅱ.	有名人の氏名・肖像等の無断使用行為自己診断	10
Part Ⅲ.	有名人の氏名・肖像等の無断使用行為Q&A	11
Part ${ m VI}$.	有名人の氏名・肖像等の無断使用行為の事例	17
Part ${f V}$.	行政調査及び紛争調停	23

Part I

Part I. -



目的及び活用

①冊子の目的

- ○2022年6月8日、有名人の肖像・氏名等、人的識別標識を無断使用する行為を禁止(いわゆる「パブリシティ権」の保護)する不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(不正競争防止法)を施行
- 不正競争防止法の改正案は、有名人の肖像・氏名等、人的識別標識を無断使用する行為を不正競争行為の類型として明確に規定することで健全な取引秩序を確立し、不当な被害から消費者を保護するためである
- ○韓流の影響力の拡大や有名人の肖像・氏名等を使用する製品・サービスの多様化に伴って経済的付加価値が創出されている中、不正競争防止法を通じて有名人の肖像・氏名等を保護できる法的基盤を拡充
- 新しい法が安定的に施行され、公正な商取引の慣行と競争秩序を定立することで有名人等の財産的損失や消費者に発生した被害を適切に保護できるよう、本冊子を発刊・配布する



②有名人の氏名・肖像等の無断使用行為の立法背景

- ○エンターテインメント産業が発展し、有名人の影響力が拡大するに伴って有名人の肖像・氏名等を使用する製品・サービスが多様化している一方、有名人の肖像・氏名等を無断使用して製品を製作・販売する等、正当でない方法で使用する不法行為が発生
- ○これまで韓国は、憲法(第10条「幸福追求権」)と民法(第750条「不法行為の 損害賠償」、第751条「精神的被害の損害賠償」)に基づいて肖像・氏名等の人 格的価値を幅広く保護(慰謝料)してきたが、財産的被害を補償するには不足
- 有名人と一般人の人格の価値に差があると考えられないため、有名人の肖像・氏名等を無断使用して被害が発生してもそれに対する賠償額(慰謝料)の規模は、一般人と同様の水準
- 下級審は、肖像・氏名等の財産的価値を保護する必要性について共感するものの、 明文上規定がないため、保護できないという立場が多数
- ○大法院の判決に基づき、有名人の肖像・氏名等を投資と努力の成果として認め、 それを無断使用する行為を実効的に制裁できるよう明文規定を制定

有名人の氏名・肖像等の保護事例

■ BTSの名前・写真等を無断使用して写真集を製作・販売した行為は、他人の投資及び努力の成果を無断使用した不正競争行為(大法院2019マ6525)





8 Part II

③有名人の氏名・肖像等の無断使用行為の立法内容

- ○「有名人の氏名・肖像等の無断使用行為」を新しい不正競争行為の類型に追加 (不正競争防止法第2条第1号ヲ目新設)
- 【保護対象】氏名、肖像、音声、署名等、その他人を識別できる標識に規定し、人的 識別標識であれば制限なく適用する
- 【救済手段】 有名人の氏名・肖像等の無断使用行為に対し、差止請求・損害賠償請求等の民事的救済措置(第4条、第5条)及び行政調査・是正勧告(第7条、第8条)が可能である

新設条文

ヲ. 国内に広く認識され、経済的価値を有する他人の氏名、肖像、 音声、署名等、その他人を識別できる標識を公正な商取引の 慣行や競争秩序に反する方法で自身の営業のために無断で 使用することで他人の経済的利益を侵害する行為

4冊子の活用方法

- 不正競争防止法に基づく有名人の氏名・肖像等の無断使用行為に当たるか否かを判断できるチェックリストとQ&A、事例を提供することで、有名人の氏名・肖像等を利用する行為において不正競争防止法の違反の当否を確認できるようにする
- 有名人の氏名・肖像等の無断使用行為に対する行政調査の手続きと通報方法等を提供することで、有名人の氏名・肖像等の無断使用行為による被害の発生時に相談及び通報できるようにする

⑤予想購読者

本冊子の予想購読者は、有名人の氏名・肖像等に関する当事者、有名人の氏名・肖像等を活用した製品及びサービスを販売又は提供に関連する全ての企業、一般人等、幅広く想定

6冊子活用時の注意事項

- 本冊子は、不正競争防止に新設された肖像等に関する保護規定を重点的に取り扱っており、不正競争防止法第2条第1号イ目、ロ目、八目と商標法及びデザイン保護法による肖像、氏名の保護に関しては取り扱っていない
- ─ 不正競争防止法第2条第1号イ目、□目、八目は、国内に広く認識されている他人の氏名を標識として使用することで商品又は営業主体を混同させるか、著名な他人の氏名を希釈化する行為を不正競争行為に規定しており、このような不正競争行為により被害が発生する場合、民事・刑事訴訟及び行政調査を通じて救済してもらえる
- また、人の顔や名前等を商標権又はデザイン権として登録することができ、登録された商標権又はデザイン権を侵害する行為に対しては、侵害禁止及び損害賠償請求民事訴訟、刑事告訴等の措置を取ることができる
- 本冊子は、憲法(第10条「幸福追求権」)と民法(第750条「不法行為の損害賠償」、第751条「精神的被害の損害賠償」)による人格権侵害と名誉棄損は取り扱っていない
- 不正競争防止法による有名人の氏名・肖像等の無断使用行為に関する判例が 現行の関連条文(不正競争防止法第2条第1号ヲ目)が新設される前、成果 盗用の不正競争行為規定(不正競争防止法第2条第1号ワ目)に基づいて判 決されたことに注意

10 Part 2

Part II.

有名人の氏名・肖像等の無断使用行為自己診断

自己診断チェックリスト確認方法

○他人の経済的利益を侵害する行為であること

含む

有名人に財産上の被害を発生させる行為として、成果等と関連する営業上の利益 だけでなく、名声、信用、営業価値、技術上・営業上の情報のような無形の利益も

以下の成立要件に全て該当する場合、有名人の氏名・肖像等の無断使用行為に該当						
成立要件	YES	NO				
■内に広く認識されていること顔や名前等が、一般人が特定人のものであることを認識できるか否かということで、 韓国内の全域に年齢を問わず広く知られている場合だけでなく、一定の地域や特 定の世代だけに限って知られている場合も該当						
○ 経済的価値を有すること 当該業界で競争上利益が得られるか否か						
○ 他人の氏名、肖像、音声、署名等、その他人を識別できる標識であること一般の需要者に特定人と関連していると連想させる名前、顔、声、芸名等						
○ 公正な商取引の慣行や競争秩序に反する方法であること 有名人の同意を得ず、対価も支払わないまま有名人の肖像等を製品に付着する 行為のように、競争関係にあるか近い将来に競争関係に置かれる可能性がある 者が、有名人の肖像等を需要者や取引者に混乱を招くように使用する行為等						
○ 自身の営業のために無断で使用すること 経済的利益を目的として当事者の許可を得ずに直接又は間接的に利用する行為						

Part III.

有名人の氏名・肖像等の無断使用行為Q&A



● 「国内に広く認識されており」は、どういう意味なのか?そして、どのような場合が「国内に広く認識されており」に該当するか?

↑ 従来の不正競争防止法に基づく判例によると、「有名性(国内に広く認識されており)」は、当該業界の需要者に知られている度合いを意味するもので、特定の地域又は世代だけに限って知られている場合も認められる可能性が高い。立証方法は、メディアに露出された回数、ファンクラブの規模、関連商品の売上、アンケート等の多様な方法を活用できるが、具体的な判断は各事案別に異なる場合がある

【例示①】特定の世代が集中的に知っており、特定の世代は知らない場合

【例示②】国内に居住していなくても、国内の新聞や雑誌等に紹介されて広く知られている場合

【例示③】国内の一定の地域的範囲内で取引者又は需要者に広く知られている場合

● 「経済的価値を有する」は、どういう意味なのか? そして、どのような場合が「経済的価値を有する」に該当するか?

A 当該業界で競争上利益が得られる程度を意味する。これと関連し、裁判所は、大衆に広く知られている有名人の個性は、「顧客吸引力」があって独立した経済的価値を有すると判断したことがある (ソウル西部地方法院4.27言渡し2016が合33974判決)

【例示】有名人の氏名、肖像等を商品に使用して競合他社の商品に比べて販売量が増加する場合

○ 「他人の氏名、肖像、音声、署名等、その他人を識別できる標識」は、 どういう意味なのか? そして、どのような場合が「他人の氏名、肖像、音声、署名等、 その他人を識別できる標識」に該当するか?

A 一般の需要者に特定の有名人が連想される程度の標識を意味し、似顔絵、肖像画、声等で有名人が特定されれば、保護対象として認められることがある

【例示①】製品等に使用される有名人の「顔」又は「似顔絵」

【例示②】運動用品に使用される有名な運動選手の「名前」

【例示③】ラジオの広告等で有名人が連想される「音声」

【例示④】社会通念上、有名人が認識される身体的特徴に対する「写真」、「絵画描写」等の場合



Suffer



● 「公正な商取引の慣行や競争秩序に反する方法」は、どういう意味なのか? そして、どのような場合が「公正な商取引の慣行や競争秩序に反する方法」に該当するか?

A 権利者と侵害者が競争関係にあるか、近い将来に競争関係に置かれる可能性があるか、権利者の成果が侵害者の商品やサービスによって市場で代替される可能性があるか、需要者や取引者に混乱を招く可能性があるか等を総合的に考慮して判断する必要があり、当該産業の商取引の慣行だとしてもその内容が公正でなければ、公正な商取引の慣行に該当しない

【例示①】情報配信のためのように発行したが、実際の内容は写真集として機能できるほど 有名人の写真を雑誌に大量収録する行為

【例示②】有名人との専属契約が終了した後も、持続的に広告に有名人のイメージを使用する行為

【例示③】広告契約の締結時にカタログ用写真の撮影及び広告に対して承諾を得たが、その後 契約の範囲を超えて異なる別の広告に写真を利用する行為

- 「自身の営業のために無断で使用」は、どういう意味なのか? そして、どのような場合が「自身の営業のために無断で使用」に該当するか?
- A 経済的利益を目的として当事者の許可を得ずに直接又は間接的に利用する「フリーライド」行為

【例示①】有名人に知らせずに広告や商品に使用した場合

【例示②】 当事者の許可を得ずに有名人の写真を大量収録した冊子やDVD等を製作する場合

【例示③】有名人の許可なしに出版した評伝に別冊付録としてブロマイドを製作し、発売・配布した場合

- 「他人の経済的利益を侵害する行為」は、どういう意味なのか? そして、どのような場合が「他人の経済的利益を侵害する行為」に該当するか?
- A. 他人に経済的に損害を発生させる行為として、成果等と関連する営業上の利益はもちろん、 名声、信用、顧客吸引力、営業価値、技術上又は営業上の情報のような無形の利益も含む

【例示①】有名プロ選手の氏名を許可なしに使用してゲーム物を制作及び関与する場合

【例示②】有名スポーツ選手の氏名を許可なしに使用してスポーツ用品を製作する場合

- () 海外で肖像·氏名等に対して保護する事例があるのか?
- A. 米国は、25の州で州法(成文法)により肖像・氏名等を保護しており、その他多数の州でもコモン・ロー(Common Law)により保護している。特に、キャリフォルニア州の民法は、他人の氏名、音声、署名、写真又は肖像を当事者等の事前同意なしに故意に商品の広告又は販売の目的等で使用した者は、当事者等に対する損害賠償の責任を負わせている。また、ドイツ、英国、日本でも判例によって肖像・氏名等の財産的価値を認めている

● 憲法上保護される人格権(氏名権、肖像権)は何であり、
不正競争防止法によって保護される肖像、氏名とはどのような違いがあるか?

............

A. (氏名権) 一般的に、自身の氏名を他人に妨げられずに使用できる権利、自身の氏名が他人によって 冒用されるか無断で使用されない権利を内容とする

(肖像権) 自身の肖像を他人が権限なしに絵画、彫刻、写真等で作成・公布する等、営利的に使用することを禁止できる権利を意味し、顔だけでなく、その他社会通念上特定人であることを識別できる身体的特徴を含む

* 韓国憲法第10条は、「すべての国民は、人間としての尊厳と価値を有し、幸福を追求する権利を有する。国家は、個人が有する不可侵の基本的人権を確認し、それを保障する義務を負う」と規定し、全ての基本権保障の終局的目的(基本理念)といえる人間の本質であり固有の価値である個人の人格権と幸福追求権を保障しており(憲法裁判所1990.9.10.89憲マ82)、氏名と肖像を人格権の保護領域として捉えている(憲法裁判所2001.8.30.2000憲バ36)

(不正競争防止法による保護対象との区別) 不正競争防止法によって保護される肖像、氏名は、 経済的価値がある有名人の氏名、肖像等の人的識別標識に限る

	人格的価値	経済的価値		
一般人	憲法・民法により保護	-		
有名人	(精神的被害報償)	不正競争防止法により保護		

① 不正競争防止法による保護は、人格権(憲法、民法)による保護とどう違うか?

A 憲法 (第10条「幸福追求権」) と民法 (第750条「不法行為の損害賠償」、第751条「精神的被害の損害賠償」) に基づく人格権としての保護は、精神的被害に対する損害賠償 (慰謝料) のみ認めるため、有名人の経済的被害に対しては十分な保護が困難であった。これは、有名人と一般人の人格の価値に差があると考えられないためである。改正された不正競争防止法に基づき、有名人の肖像や氏名等の無断使用によって発生する経済的被害に対して損害賠償を請求できるようになった

● 不正競争防止法による保護が憲法上保障される表現の自由と衝突する可能性はあるか?

A. 憲法(第21条)で保障する表現の自由との関係は、事案別に判断する必要がある。ただし、小説、漫画、映画等の創作物の場合、表現の自由を重んじて判断する可能性が高いが、広告や商品等に有名人の肖像や氏名等を無断使用して有名人に経済的被害が発生する場合は、不正競争防止法の規律対象になる可能性が高い

有名人の氏名・肖像等の無断使用行為に対して刑事処罰が除外された理由は?

A. 過度な規制はむしろ産業の発展等に副作用をもたらす可能性があることを考慮したもので、刑事処罰は、制度を運営しながら慎重に導入を検討することが望ましい。米国の大部分の州にも刑事処罰の条項はない

①. 保護対象になる「他人」の範囲は?

A. 他人は自然人を意味し、個人だけでなく複数のメンバーからなるアイドルグループも含まれる可能性がある。 日本の女性デュオピンク・レディー事件(2012年)、米国のビートルズ事件(1993年)等、海外では アイドルグループの名称を保護すべき対象として認めた事例があった

外国人及びバーチャルヒューマンも保護できるか?

A. 外国人の場合、韓国で有名な人であれば保護の可能性がある ただし、バーチャルヒューマンは自然人ではないため、有名だとしても保護するのは難しいとみられる 16 Part 3

- A メタバース等の仮想空間で有名人の氏名や肖像等を無断使用して 当事者に経済的被害が発生する場合、不正競争行為として認められる可能性が高い

- 不正競争防止法により保護される有名人の氏名・肖像等は、相続又は譲渡できるか? (芸能事務所等の請求権の認否)
- A. 不正競争防止法は、パブリシティ権を登録権利として保護するものではないため、相続・譲渡に対する明示規定がない。一方、不正競争行為に対する禁止請求権等に対しては、裁判所が標識の所有者だけでなく、標識の使用に対する固有かつ正当な利益を有する者も請求できると認めた事例がある(大法院1997.2.5.96マ364決定等)。ただし、これはパブリシティ権ではなく他の不正競争行為に対する判例であるため、パブリシティ権と関連する不正競争行為に対しても裁判所が同一の立場を取るか否かは、現在としては明確ではない

- A. 不正競争行為の行政調査は、誰でも通報できるため、芸能事務所も通報できる。 ただし、訴訟は当事者が提起するのが原則であり、芸能事務所に当事者適格が認められるか否かは 今後裁判所の判断を見守る必要がある

Part VI.

有名人の氏名・肖像等の無断使用行為の事例



事例の適用時の注意事項(

事例①は、不正競争防止法第2条第1号ワ目(成果盗用行為)による判決を事例に修正したものであり、事例②と③、④、⑤は、パブリシティ権に対する明示的規定がない状況で民法上不法行為に基づく判決を事例に修正したもので、現行の不正競争防止法第2条第1号ヲ目(氏名・肖像等の無断使用行為)が適用される可能性が高い事例である

※現行の不正競争防止法の改正(2021.12.7)前は成果盗用行為が同法 第2条第1号ル目であったが、同法の改正によりり目に変更

事例①

事件の概要

- A社は芸能人のマネージメント、レコードの制作、公演の企画等のエンターテインメント事業をする会社であり、B社は芸能人の写真や記事等を主な内容とする雑誌を製作・販売する会社である
- B社は、A社のアイドルグループの氏名及び肖像を活用した写真集等を製作してB社雑誌の特別版の特別付録として販売

寺許庁・韓国知識財産保護院

- A社は、当該事件のアイドルグループのメンバーを選抜して専属契約を締結した後、訓練を通じてメンバーの能力を向上させ、専属契約に基づいて彼らの音楽、公演、放送、出演等を企画し、音源や映像等のコンテンツを制作・流通させる等、アイドルグループの活動に相当な投資と努力をした
- これにより、A社のアイドルグループと関連して積み上げられた名声及び信用、顧客吸引力等が相当の水準に達したが、これは「相当な投資や努力によって作られた成果等」として評価することができ、誰でも自由に利用できる公共領域に属すると考えられないため、他人が無断でA社のアイドルグループの標識を使用すれば、A社の経済的利益を侵害することになると判断する
- 芸能人の名前や写真等を商品や広告等に使用するには、芸能人や芸能事務所の許可を得るか、一定の対価を支払うのがエンターテインメント産業分野の商取引の慣行であることを勘案すれば、通常の情報提供の範囲を超えて特定の芸能人に関する特集記事や写真を大量に収録した別途の冊子やDVD等を製作する上で芸能人や芸能事務所の許可を得ていないか、対価を支払わないのは、商取引の慣行や公正な取引秩序に反する
- B社が発売した特別付録は、A社が発行するアイドルグループの写真集との関係で需要を 代替する可能性が十分であることから、競争関係も認められる
- B社がA社のアイドルグループの氏名及び肖像を活用した特別付録を製作・販売する行為は、公正な商取引の慣行や競争秩序に反する方法として、自身の営業のためにA社の成果等を無断で使用する行為であることから、不正競争行為に該当する

事例(2)

事件の概要

- A社は、ゲーム制作会社のB社から「○○○○」という名称のインターネット野球ゲームを制作・供給され、インターネットサイトを通じて利用者に提供
- A社とB社は、「○○○○」ゲームを制作し流通させる過程で、元プロ野球選手の事前同意を得ずに氏名や選手時代の所属球団等の個人情報をゲームキャラクターに使用

- 元プロ野球選手は、野球と関連する分野で一般大衆が正当な関心を持つ公的地位を 持つといえるため、その氏名や肖像又は選手としての経歴、実績、近況等の関連情報が 適当な目的と合理的な方式で利用されることに対しては、それを許容する義務がある
- しかし、この事件のゲームで元プロ野球選手の氏名を示したのは、ゲームキャラクターを個別的に特定するための名称の道具として活用しただけで、その氏名が持つ公的要素とは無関係に私的な営利を追求するために無断で利用されたものと考えられる
- したがって、この事件のゲームにおける氏名の使用は、表現の自由で保護される範囲を超え、元プロ野球選手の氏名権に対する侵害に該当する







詩計庁・韓国知識財産保護院

事例③

事件の概要

- 俳優Aは、化粧品メーカーBと広告モデルの契約を締結
- B社は、Aとの契約で決めた契約期間及び使用期間が経過した後も、約3年にわたってAの 写真を無断で製作し、商業的に利用

- B社が、使用期間が終了した後に引き続き無断で冊子にAをモデルとする広告物等を使用したのは、Aの人格権としての肖像権を侵害
- また、B社が以上のようなAの肖像を商業的に使用したのは、大衆的な知名度があって財産的価値があるAの肖像等を商業的に利用する権利のパブリシティ権も侵害
- Aの氏名や肖像等に対して形成されている経済的価値がすでに広告業界等の関連業界で広く認められている以上、それを侵害する行為は、不法行為に該当



事例4

事件の概要

- B社は、日刊紙に胃腸薬○○○を広告する上でTVドラマXXXの主人公Aの承諾を得ず、 ドラマXXXに登場するAの顔の特徴的な部分を木炭デッサンで表した人物画を利用

- B社がこの事件の人物画の制作に直接参加したことがなかったとしても、この事件の人物画が挿入されている上記の広告の広告主として、それをそのまま掲載する場合、Aの肖像権を侵害することになるおそれがあることを知っていたか、知ることができたにもかかわらず、それをそのまま新聞に掲載するように承認したのであれば、その責任を免れることができない
- B社の広告担当者がAに対して事前に何の承諾も求めることなく上記の広告を日刊紙等に そのまま掲載した行為は、原告の肖像権を侵害する行為として不法行為に該当する





22

持計庁・韓国知識財産保護院

事例⑤

事件の概要

- A社は、美容学校を経営する上で建物の外部壁面にBの氏名となっている看板を掲げ、 学校の内部にもBの肖像や氏名が含まれている大型写真を貼った
- A社は、美容学校を宣伝するカタログの表紙にもBの氏名を利用し、その内容にBの氏名や写真、経歴等を記載

- 有名人の氏名と肖像が持つ顧客吸引力に対する独立した経済的利益又は価値は有名 人に帰属し、このような経済的利益ないし価値は、財産的権利を形成する
- これは一種の財産権として、経済的価値を積極的に活用するために第3者に譲渡でき、 第3者は、その権利に基づいて侵害行為に対して禁止及び侵害の防止を実効性のあるも のにするために侵害物件の廃棄を請求できる
- Bの氏名や肖像の利用行為に対する財産権の権利に基づいて禁止請求権及びA社の物品に対しても廃棄請求権を認める



Part V. -

行政調査及び紛争調停



24

特許广·韓国知識財産保護院

①不正競争行為の通報方法

通報及び相談

- 不正競争行為通報センター

【ネット】www.ippolice.go.kr

[電話] 1666-6464

特許庁不正競争調査チーム

[Fax] 042-472-1708

[Mail] ucid@korea.kr

【住所】大田市西区庁舎路189政府大田庁舎4棟特許庁不正競争調査チーム

- 韓国知識財産保護院不正競争調査室

[Fax] 02-2183-5899

[Mail] 1666-6464@koipa.re.kr

通報方法

- 通報書の作成:不正競争行為通報センター→不正競争行為の通報→通報書のひな形
- 一 通報書及び証拠資料の提出:電子メール、Fax、書留郵便により提出



通報書ひな形

■ 不正競争行為の防止に関する業務処理規定[別紙第1号書式]

通報書

通報人被通報人	氏名			生年月日			
	住所(化	主居地)					
	連作先			電子メール			
	事業所	名		代表者名			_
	事業所の	の所在地又は住所(居住地	3)				
	連絡先列	又は事業所の電話番号					
	「不正競	: ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	に関する	法律」における違反条項			
	氏名、商	商号、商標等					
	商品						_
1	法におけ	る違反事項(事実関係)					
通報内容							
进 報內合							
	その他必	要事項					
加温却	1 +0						
被通報人との 関係							
		ニーロートルース 記載内容が事実である	ることを	 確認します。			
					年	月	日
		通報人				(署名又	(は印)
特許庁	長様						

210mm×297mm[模造紙 80g/m/]

26 Part 5

②行政調査

行政調査の概要及び目的

- 「不正競争防止法(第7条第1項)」に基づき、有名人の氏名・肖像等の無断使用行為をした者の違反行為を確認するために必要な場合(他の方法で確認が困難な場合)、関係公務員に、営業施設又は製造施設に立ち入って関係書類や帳簿、製品等を調査させるか、必要な最小分量の製品を回収して検査させることができる
- そのため、特許庁等は、有名人の氏名・肖像等の無断使用行為に対し、是正勧告という 行政行為をする上で、それを適正かつ効率的に処理するために必要な資料や情報を収 集できる

行政調査の方法



- 有名人の氏名・肖像等の無断使用行為に対する調査は、行政調査の一種として、行政調査基本法に基づき、関係公務員に営業施設又は製造施設に立ち入って関係書類や帳簿・製品等を調査させるか、調査に必要な最小分量の製品を回収して検査させることができる(不正競争防止法第7条第1項)
- 営業施設又は製造施設に立ち入って関係書類や帳簿・製品等を調査するか、調査に必要な最小分量の製品を回収して検査する前に、当事者、利害関係人又は参考人に対する次の措置を取ることができる
 - ①関係書類や帳簿・製品等の提出要請
 - ②出席要請、諮問及び陳述の聞き取り
- 調査・検査を実施しようとする場合、当事者に調査・検査の目的、日時及び方法等を事前に通知しなければならない。ただし、緊急であるか、事前に通知すれば証拠隠滅等により調査・検査の目的を達成できない場合は、例外を認める
- 調査をする公務員は、その権限を表す証票を持ち、それを当事者に見せなければならない。
- 調査に必要な最小分量の製品を回収する場合、その所有者や占有者に回収証を発行しなければならず、回収したか提出された製品の現況・リスト等に関する事項は記録及び保管する
- 確認が終了した場合、回収したか提出された製品は、回収又は提出当時の所有者・占 有者若しくは提出者に即時返さなければならない



28 Part 5

行政調査の中断

- 調査の対象者は、調査対象と同一の事案で発明振興法第43条による紛争の調停が係属中の場合、調査の中断を要請できる。ただし、調査を中断しようとする場合、両当事者の意見を聞き取らなければならない(不正競争防止法施行令第1条の4第4項及び第5項)

- 調査・検査の対象となる行為が以下のいずれかに該当する場合、調査・検査を開始しては ならず、調査・検査が進行中の場合には、それを中断しなければならない
 - ①不正競争行為に該当しないことが明確な場合
 - ②基礎資料が不十分なため、調査・検査の対象を特定できないか、事実関係の確認が不可能な場合
 - ③不正競争行為等に該当しないという確定判決がある場合

근 명성도시

行政調査拒否に対する制裁

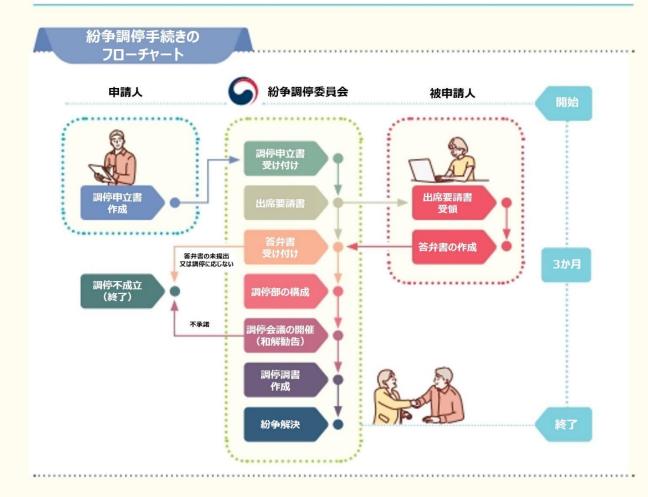
- 有名人の氏名・肖像等の無断使用行為に対する行政調査を拒否するか、回収を拒否・ 妨害又は忌避した者に対しては、2千万ウォン以下の過料を科す(不正競争防止法第 20条第1項第1号)



③産業財産権紛争調停委員会

産業財産権紛争調停制度の概要

- 【意義】産業財産権等の紛争で審判・訴訟にかかる費用・時間を節約できるよう、「産業財産権紛争調停委員会」で当事者を問題解決の手続きに直接参加させ、相互間の合意を誘導する制度
- 【長所】①訴訟より迅速な紛争解決が可能であり、②費用が発生せず、③手続きが簡単で、 ④全ての手続きが非公開で行われるため秘密が保障され、⑤両当事者間の合意を 通じて両側とも満足する結果を引き出すことができる
- 【効力】調停が成立し、調停調書の作成時に「裁判上の和解」が成立することで裁判所の確定判決と同様の効力が発生するため、相手が合意事項を履行しない場合、強制執行まで可能



申立資格及び対象

【申立資格】 不正競争行為紛争当事者、特許・商標・デザイン・実用新案権者、実施権者、使用権者、職務発明者、営業秘密の保有者、権利実施に利害関係のある者

【申立対象】 ①不正競争行為関連紛争

- ②産業財産権(特許権、商標権、デザイン権、実用新案権)紛争*
- ③職務発明関連紛争
- ④営業秘密関連紛争
- * 産業財産権登録の無効及び取消、権利確認審判等に関する判断のみを要請する事項は除く

申立方法

- ウェブサイトからダウンロードした申立書を作成し、産業財産権紛争調停委員会事務局に電子メール、郵便又はFaxで提出

【ネット】www.koipa.re.kr/adr

【住所】 ソウル市江南区テヘラン路131韓国知識財産センター6階 産業財産権紛争調停委員会事務局

【電話】1670-9779

[Fax] 02)553-5865

[Mail] ip.adr@korea.kr

